

○川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月30日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、新規に婚姻した世帯に対して婚姻に伴う新生活を始めるために必要な費用を支援することにより、少子化対策の推進及び若年世帯の移住及び定住促進に資することを目的として、川島町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川島町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和50年川島町規則第13号。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年3月1日から令和7年3月31日までの期間に、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。
- (2) リフォーム 所有権のある住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、住居及び住宅の一部を修繕、補修、更新（取替え）等又は住居の増築を行うことをいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に町内に新たに取得、住宅リフォーム又は賃貸する住宅（以下「該当住宅」という。）に関する費用のうち、当該住宅の取得費、リフォーム費用、賃料、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、公的制度による家賃制度を受けている場合にあってはその金額、勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合にあっては当該手当分に相当する額を除くこととし、住宅リフォームについては、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 引越し費用 婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻届を提出し受理された日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること。
- (2) 当該住宅が川島町内にあり、交付申請する日（以下「申請日」という。）において、夫婦のいずれもが当該住宅の住所に住民登録をしていること。
- (3) 申請を行う月の属する年度（4月から6月にあっては前年度）の所得証明書又は非課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。
ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (4) 夫婦のいずれもが、当町に納付すべき税等に滞納がないこと。
- (5) 新婚世帯に川島町暴力団排除条例（平成24年川島町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (6) 申請日より3年以上継続して当町に居住する意思があること。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により住宅扶助を受けていないこと。
- (8) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度にこの制度に基づく補助金を申請した世帯で、その受給額が次条第1項に定める上限に達していない場合を除く。
- (9) 夫婦双方又は一方が他市区町村におけるこの告示と同様の趣旨による補助を受けたことがないこと。
- (10) 他の公的制度による住宅補助を受けていないこと。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金を交付した世帯であって、次条第1項に定められた補助金上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯

3 第1項に該当する新婚世帯として、前年度に第13条の規定に基づく資格認定を受けた世帯
(金額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合算した額を対象とし、次に掲げる額を上限として、予算の範囲内で交付する。

- (1) 29歳以下 1世帯あたり60万円

- (2) 30歳以上39歳以下 1世帯あたり30万円
- 2 前項各号に掲げる年齢区分は、婚姻日における夫婦いずれか高い方による。
- 3 前年度にこの制度に基づく補助金を申請した世帯にあっては、第1項に規定する上限額からその受給額を差し引いて得た額を上限として予算の範囲内で交付する。
- 4 第1項又は前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の対象となる期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の町税等の未納がないことを証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (6) 当該住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅取得費用の場合）
- (7) 当該住宅の賃貸借契約書並びに賃料、礼金、共益費及び仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し（住宅賃借費用の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借費用の場合）
- (9) 引越しに係る領収書等の写し（引越し費用の場合）
- (10) 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し（他の公的制度に基づく家賃補助を受けている場合）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前年度にこの制度に基づく補助金を申請した者又は第13条の規定に基づく資格認定を受けた者にあっては、前項第1号から第5号までの書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できる場合で、公簿等で確認することについて本人の同意を得ているときは、当該書類の添付を省略することがで

きる。

4 第1項の規定による交付申請は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとし、川島町結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに川島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に第5条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、川島町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 交付決定者は、第6条又は前条第2項の通知を受けたときは、速やかに川島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、川島町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この告示に違反する行為があったとき。

(返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、川島町結婚新生活支援事業補助金返還請求書（様式第8号）により当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 補助金の返還請求を受けた者は、補助金を速やかに返還しなければならない。
(報告等)

第11条 町長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかるわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(資格申請)

第12条 第5条第4項に定める期間内に交付申請を行うことが困難な者は、川島町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（結婚届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の町税等の未納がないことを証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できる場合で、公簿等で確認することについて本人の同意を得ているときは、当該書類の添付を省略することができる。

(資格認定)

第13条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、資格の可否を決定するものとし、川島町結婚新生活支援事業資格認定・不認定決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第31号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第 号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

川島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

川島町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

川島町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏名	(夫)	(妻)	
生年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
婚姻日	年 月 日		
婚姻日時点の年齢	(夫) 歳	(妻) 歳	
新居に住所を定めた日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
事業費内訳 ※申請する項目 に記入してく ださい。 ※支払済の経費 に限ります。	住宅費 (取得・リ フォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		支払済金額(A)	円
		契約締結年月日	年 月 日
	住居費 (賃貸)	家賃	家賃 月額 円 -住宅手当 月額 円) ×支払済家賃 力月 (年 月 ~ 年 月) = 円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他	円
			小計(B)
引越 費用		引越を行った日	年 月 日
	費用(C)	円	
	合計(D)=(A+B+C)	円	
補助金申請額(上限額 60万円または30万円) ※(D)と上限額を比較し、低い金額を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て ※前年度にこの制度に基づく補助金を申請した場合 は、上限額からその受給額を差し引いて得た額が上限		円	

同意及び確認 ※該当する項目 はレ点を記入	申請者	<p><input type="checkbox"/> 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、住民登録、戸籍、町税等の納付状況に係る事項について町が調査及び閲覧することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を控除して申請しています。 (家賃補助受領額_____円)</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度により住宅補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、生活保護法(昭和22年法律第144号)により住宅扶助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、補助金の交付を受けてから3年を超えて川島町に住民票を置き、生活の本拠地とします。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____</p>
	配偶者	<p><input type="checkbox"/> 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、住民登録、戸籍、町税等の納付状況に係る事項について町が調査及び閲覧することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を控除して申請しています。 (家賃補助受領額_____円)</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度により住宅補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、生活保護法(昭和22年法律第144号)により住宅扶助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、補助金の交付を受けてから3年を超えて川島町に住民票を置き、生活の本拠地とします。</p> <p style="text-align: right;">配偶者氏名 _____</p>
添付書類 ※添付する書類にはレ点、 添付しない書類には×を記入		<p><input type="checkbox"/> 婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本)</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦の町税等の未納がないことを証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 【貸与型奨学生の返済を行っている場合】貸与型奨学生の返済額がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅取得の場合】売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅賃借の場合】賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅賃借の場合】住宅手当支給証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅リフォームの場合】契約書又は領収書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【引越の場合】引越に係る領収書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【他の公的制度による家賃補助を受けている場合】家賃補助の金額がわかる書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他(_____)</p>

様式第2号（第5条関係）

住宅手当支給証明書

年　月　日

川島町長　　あて

給与等の支払者　所在 地

名　称

氏　名

電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

年　月現在
住宅手当　　月額　　円
支給開始年月　　年　月

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

川島町結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川島町結婚新生活支援事業補助金については、
下記のとおり決定したので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定に
より通知します。

記

1 交付決定額 円

2 不交付の場合その理由

様式第4号(第7条関係)

川島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年　月　日

川島町長　　あて

申請者　住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付け第　　号で交付決定を受けた川島町結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容			
事業費内訳 ※申請する項目 に記入してく ださい。 ※支払済の経費 に限ります。	住宅費 (取得・リ フォーム)	契約締結年月日	年　月　日
		契約金額	円
		支払済金額(A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年　月　日
		家賃	家賃　　月額_____円 -住宅手当　月額_____円) ×支払済家賃_____カ月 (_____年____月～_____年____月) =_____円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他	円
		小計(B)	円
引越し 費用	引越を行った日	年　月　日	
	費用(C)	円	
	合計(D)=(A+B+C)	円	
補助金申請額(上限額　60万円または30万円) ※(D)と上限額を比較し、低い金額を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て ※前年度にこの制度に基づく補助金を申請した場合 は、上限額からその受給額を差し引いて得た額が上限		円	

	その他の変更
添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付 ※添付する書類にはレ点、添付しない書類には×を記入	<input type="checkbox"/> 婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦の町税等の未納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】貸与型奨学金の返済額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 【住宅取得の場合】売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し <input type="checkbox"/> 【住宅賃借の場合】賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し <input type="checkbox"/> 【住宅手当支給証明書】 <input type="checkbox"/> 【住宅リフォームの場合】契約書又は領収書等の写し <input type="checkbox"/> 【引越の場合】引越に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【他の公的制度による家賃補助を受けている場合】家賃補助の金額がわかる書類の写し <input type="checkbox"/> その他()

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

川島町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった川島町結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 円

様式第6号（第8条関係）

川島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年　月　日

川島町長　　あて

住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付け第　　号で交付決定のあった川島町結婚新生活支援事業補助金について、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額

円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通　・　当座　・　その他（　　）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず申請者氏名と一致すること。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

川島町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した川島町結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付取消額 円

2 取消の理由

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

川島町結婚新生活支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け第 号の川島町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書に基づき、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還請求金額 円

2 返還期限 年 月 日

川島町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

年 月 日

川島町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

川島町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏名	(夫) (妻)
生年月日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日
婚姻日	年 月 日
婚姻日時点の年齢	(夫) 歳 (妻) 歳
新居に住所を定めた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日
申請者	<input type="checkbox"/> 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、住民登録、戸籍、町税等の納付状況に係る事項について町が調査及び閲覧することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を控除して申請しています。 (家賃補助受領額 _____ 円) <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度により住宅補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護法(昭和22年法律第144号)により住宅扶助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金の交付を受けてから3年を超えて川島町に住民票を置き、生活の本拠地とします。
同意及び確認 ※該当する項目 はレ点を記入	<u>申請者氏名</u>
配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、住民登録、戸籍、町税等の納付状況に係る事項について町が調査及び閲覧することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を控除して申請しています。 (家賃補助受領額 _____ 円) <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度により住宅補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護法(昭和22年法律第144号)により住宅扶助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金の交付を受けてから3年を超えて川島町に住民票を置き、生活の本拠地とします。
	<u>配偶者氏名</u>

添付書類 ※添付する書類にはレ点、 添付しない書類には×を 記入	<input type="checkbox"/> 婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦の町税等の未納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】貸与型奨学金の返済額がわかる書類 <input type="checkbox"/> その他()
---	--

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

川島町結婚新生活支援事業補助金資格認定・不認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川島町結婚新生活支援事業補助金資格については、認定・不認定決定したので、川島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

様式第 9 号（第 12 条関係）

様式第 10 号（第 13 条関係）